

## 高知県警察本部オープンカウンター方式実施要領

高知県警察本部警務部会計課

高知県警察本部におけるオープンカウンター方式による契約手続きについて、以下のとおり定める。

### 1 公表基準

十分な公表期間が確保でき、かつ業務に支障のない範囲で支出負担行為担当官が必要と認める下記の契約案件とする。

- (1) 公表期間が10日間以上確保できる案件であること。
- (2) 予算決算及び会計令第99条第1号による契約については公表しない。
- (3) 予算決算及び会計令第99条第3号及び第7号による契約で本方式によることが適当であると認められるものについて公表する。

### 2 公表方法

高知県警察ホームページによる。

### 3 参加資格

原則として次に定める条件をすべて満たす者とする。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁及び高知県から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又は、これに準ずる者として、国又は県発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) (1)から(4)の他、案件ごとに参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。

#### 4 契約相手方の決定

- (1) 案件ごとに定める期限までに有効な見積書を提出した者のうち、最低価格を提示した者を契約相手方として決定する。
- (2) 上記において、同価の見積りが2者以上であった場合には、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、くじ引きにより決定する。
- (3) 参加者不在の場合又は予定価格に達した見積書がない場合は、再度オープンカウンターを行うか又は別途選定した者へ見積りを依頼し随意契約の協議を行う。

#### 5 その他

留意事項については、「オープンカウンター方式による見積り依頼について」のとおりとする。

#### 6 適用年月日

平成30年10月1日